

清川村ごみ出し困難者戸別収集事業「清川村あんしん収集」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみステーション（集積所）（以下「集積所」という。）までごみを搬出することが困難な高齢者世帯等を対象に、玄関先等まで訪問し戸別にごみ等を収集することにより、対象世帯の日常生活の負担を軽減するとともに在宅生活を支援する。併せてごみの搬出状況により、安否確認を行うことを目的に実施する清川村ごみ出し困難者戸別収集事業「清川村あんしん収集」について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 対象世帯は、村内に在住し、一人暮らし又は同居者全員が次の各号のいずれかに該当する者で、自ら集積所までごみを搬出することが困難な世帯とする。ただし、同一敷地内又は近隣に親族等が居住し協力が得られる場合は対象としない。

- (1) 65歳以上で、介護保険法による要介護1以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳を所有し、肢体不自由又は視覚障害の1級又は2級に該当する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所有し、精神障害の1級に該当する者
- (4) その他前各号と同等の状態にあると認められる者

(ごみの種別)

第3条 収集するごみの種別は、可燃ごみ、資源ごみ及びその他ごみ（粗大ごみ含む）とする。

(利用の申請)

第4条 利用希望者は、清川村あんしん収集利用申請書（第1号様式）を村長に提出するものとする。

2 村長は、利用の可否の決定に必要な場合、利用希望者の自宅訪問等の現況調査を実施することができる。

(利用の決定)

第5条 村長は、前条の申請があったときは内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、清川村あんしん収集利用決定通知書（第2号様式）により当該利用者申請者に通知するものとする。

(収集体制等)

第6条 収集するごみ、収集日及び収集方法は別に定める。

2 収集場所は、利用者の玄関先とし、これによりがたいときは、村と利用者

が協議し、あらかじめ収集場所を決定するものとする。

3 利用者は、村が定めるごみの分別区分ごとに分け、それぞれ中身が見える透明又は半透明の袋に入れて排出するものとし、ごみの収集場所を清潔に保つため、村が貸与する収集箱にごみを入れるものとする。

4 村長は、利用者がごみの排出がないなど異変を感じたときには、緊急連絡先その他の関係者に対して、当該利用者の情報を提供することができる。

(利用者負担)

第7条 利用者負担額は、無料とする。

(収集の一時停止)

第8条 利用者又は関係者は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに村長へ連絡しなければならない。

(1) 入院等により1カ月以上の長期にわたり不在となる場合で、一時的に収集の停止を希望するとき

(2) その他一時的に収集の変更又は停止を希望するとき

(収集の中止)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、収集の利用を中止することができる。

(1) 利用者又は関係者から、清川村あんしん収集利用中止届(第3号様式)の提出があったとき

(2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき

(3) 虚偽の申し込みにより、第5条に規定する決定を受けたことが判明したとき

(4) 排出方法を守らないなど、収集を継続することが困難であると認められるとき

(5) その他、中止が適当と認められるとき

2 村長は、収集を中止するときは、清川村あんしん収集利用中止決定通知書(第4号様式)により利用者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。